

部会の役割

< 部会の設置について >

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを主な目的として、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として以下の広域漁業調整委員会が設置されています。これら委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられています。

九州西部会は、日本海・九州西広域漁業調整委員会の所掌海域のうち、山口県から鹿児島県及び沖縄県に面する海域に置かれており、事務局は九州漁業調整事務所内に置かれています。

- ・ 太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- ・ 瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・ 日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

< 部会の機能について >

部会は、委員会において協議調整を行うこととされている広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項のうち、部会が置かれた海域において完結する以下の事項の処理に関し調査審議するものとされています。

- 1 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- 2 資源回復計画の作成に係る審議
- 3 1に関連する漁業調整

< 部会委員の構成について >

部会の委員は、委員会の委員のうち、部会の区域内に設置された都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者並びに学識経験者で構成されており、沿岸漁業者を実質的に代表する海区代表委員と沖合漁業者の代表委員数のバランスがとれるようにしています。